

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 6 号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和 4 4 年函館市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第 7 条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第 2 9 条の 7 第 1 項第 4 号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第 8 条第 1 号イ中「ならびに介護保険法」を「，介護保険法」に改め，「介護納付金」という。）」の後ろに「ならびに子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の規定による納付金（以下「子ども・子育

て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「ならびに介護納付金」を「、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「ならびに介護納付金」を「、介護納付金ならびに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第13条第1項第1号中「100分の45」を「100分の44」に改め、同項第3号ア中「100分の20」を「100分の21」に改める。

第13条の6中「66万円」を「67万円」に改める。

第13条の6の5第1項第1号中「100分の45」を「100分の44」に改め、同項第3号ア中「イまたはウに掲げる世帯」を「特定世帯または特定継続世帯」に、「100分の20」を「100分の21」に改める。

第13条の10第1項第1号中「100分の45」を「100分の44」に改め、同項第3号中「100分の20」を「100分の21」に改める。

第13条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第13条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第19条および第19条の3から第19条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第19条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金

賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）および同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項および第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第13条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額および被保険者均等割額の合算額の総額ならびに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第13条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第13条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第13条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援

納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の42に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の34に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第13条の12第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯または特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の24に相当する額を当該年度の前年度およびその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 市長は、前項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第13条の16 第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第14条第2項中「または第13条の8の介護納付金賦課額」を「、第13条の8の介護納付金賦課額または第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額」に改め、同条第4項中「第13条の6の5」を「第13条の6の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第13条の15第1項に規定する保険料率を決定する場合において、所得割については小数点以下第4位未満の端数があるときおよび世帯別平等割については100円未満の端数があるときにあつては、それぞれその端数を切り上げるものとし、被保険者均等割および18歳以上被保険者均等割については100円未満の端数があるときにあつては、市長が別に定めるところにより、それぞれその端数を処理するものとする。

第18条第1項中「後期高齢者支援金等賦課額」の後ろに「もしくは第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額」を加え、「、第19条の3第1項（同条第2項）」を「もしくは同条第4項各号に定める額、第19条の3第1項（同条第2項または第3項）」に、「第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号（同条第4項）」を「額、同条第4項（同条第5項または第6項）」に、「第19条の4第1項各号（同条第2項または第3項）」を「第19条の4第1項各号（同条第2項から第4項まで）」に、「もしくは同条第4項各号（同条第5項または第6項）」を「、同条第5項各号（同条第6項から第8項まで）」に、「の算定」を「もしくは第19条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「もしくは第13条の8」を「、第13条の8」に改め、「介護納付金賦課額」の後ろに「もしくは第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額」を、「次条第1項各号に定める額」の後ろに「、同条第4項各号に定める額」を加え、「第13条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第3項第1号」を「額、同条第4項」に、「もしくは同条第4項各号」を

「、同条第5項各号に定める額もしくは第19条の5第1項」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の後ろに「ならびに第4項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第2項および第3項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第13条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに

他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては，同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には，その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に31万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて，前号に該当する者以外の者は，アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額，イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては，同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には，その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の

納付義務者であつて、前2号に該当する者以外の者は、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額およびウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額

第19条の2中「および前条第1項」を「、第13条の6の4、第13条の9および第13条の14ならびに前条第1項（同条第2項または第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）および同条第4項」に改める。

第19条の3第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第2項中「「第3項」を「「第4項」に、「第4項において準用する第3項」を「第5項において準用する第4項」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条第1項」とあるのは「第13条の15第1項」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と読み替えるものとする。

第19条の3に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第19条第1項」とあるのは「第19条第4項」と、「基礎賦課額」とあるの

は「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第1号中「第13条第1項の基礎賦課額」とあるのは「第13条の15第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項各号」と読み替えるものとする。

第19条の4第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第2項中「66万円」を「67万円」に、「第4項」を「第5項」に、「第5項において準用する第4項」を「第6項において準用する第5項」に改め、同条第3項中「66万円」を「67万円」に、「第4項」を「第5項」に、「第6項において準用する第4項」を「第7項において準用する第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に、「66万円」を「67万円」に、「同項各号中」を「同項第1号中」に、「読み替える」を「同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第3項において準用する同条第1項各号」と読み替える」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「同項」を「同項各号列記以外の部分」に、「66万円」を「67万円」に、「読み替える」を「同項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第2項において準用する同条第1項各号」と読み替える」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第5項」とあるのは「第8項において準用する第5項」と、同

項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割および18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第19条の4に次の1項を加える。

- 8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第10条」とあるのは「第13条の13」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、同項第1号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、同項第2号中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割および18歳以上被保険者均等割」と、「第19条第1項各号」とあるのは「第19条第4項各号」と読み替えるものとする。
- 第19条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額）

- 第19条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第19条第4項、第19条の3第3項において準用する同条第1項もしくは同条第6項において準用する同条第4項または前条第4項において準用する同条第1項もしくは同条第8項において準用する同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の函館市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。